

住民監査請求書

第1 請求の趣旨

県知事は、2013年度の政務活動費について、森れい子議員に対し金38万8000円の損害賠償請求あるいは返還請求をせよ
との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 当事者

(1) 請求人 請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(2) 森れい子 同人は、現職の和歌山県議会議員であり、2013年度に受領した政務活動費を違法・不当に支出している相手方である。

2 政務活動費（公金）の受領及び支出

森議員は、2013年度に、地方自治法第100条第14～16項及び、和歌山県政務活動費の交付に関する条例（以下、単に「本件条例」という）第5条の規定に基づき受領した政務活動費から、政務活動費としてはおよそ充てることのできないモンゴル調査経費に支出した。

3 政務活動費を充てることのできないモンゴル調査経費

（1）海外視察の判断基準

森議員が政務活動費から支出しているモンゴル調査などの海外視察について、東京高裁平成25年9月19日判決（山梨県議会のH21、22年度政務調査費に関する控訴審判決）は、次のとおり判示している。なお、当該判決は最高裁を経てすでに確定している。

すなわち、「法100条14項（平成24年9月5日法律第72号による改正前の地方自治法）が、一定の場合に会派又は議員に対し政務調査費を交付できるとした趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解されるから、上記使途基準が定める「県の事務及び

「地方行財政に関する調査研究費及び調査委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的な関連性が認められない行動に関する経費は、これに該当しないものというべきであって（最高裁判所平成25年1月25日第二小法廷判決参照）、上記の使途基準の運用指針が定めるような、観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。」としている。

上記判例は極めて妥当な判決であり、本件のモンゴル調査の判断基準とするのが相当である。

本件条例が政務活動費を充てることのできる経費とする「調査研究費」の内容は、「県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費」と定めており、かつ、政務活動費の手引きには、充當に適しない経費の例示として、①私的用務による観光、レクリエーション、旅行に要する経費、②宿泊費の一部として充当する夕食・朝食以外の食糧費などとし、海外調査費については、明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とする、②旅行会社等から詳細な見積書を徴収し、算定の基礎を明確にする、③日程中に政務活動以外の活動が含まれる場合は、当該経費を明確に控除する、と定めており、上記山梨県の定めと同旨であるから、この点でも、上記判例は本件の判断基準とするのが相当である。

そして、上記判例は、韓国視察について、調査目的につき、「富士山静岡空港の利用状況・空港管理、韓国の一般社会・経済状況、対日感情、海外旅行市場・観光交流について」であり、その行き先や日程等につき、「平成21年

7月20日は、県議会の議事堂から専用車で静岡空港に行き、約1時間空港を視察した後、韓国に行き、韓国の国会議事堂内を見学した後、日本政府観光局ソウル事務所を訪問して韓国在住日本人と約1時間意見交換をした後、夕食後、青渓川の道路公園を見学したこと、同月21日は、ソウルから板門店に行き、第一公園及び板門店会議室の見学をし、またソウルに戻ってきたこと、同月22日は、専用車で宗廟、大統領府館内及び青瓦台などソウル市内を見学し、帰国した」と認定した。その上で、本件韓国視察は、「1日目の静岡空港見学と日本政府観光局ソウル事務所における韓国在住日本人との意見交換を除いては、韓国国会議事堂内及び青渓川道路公園の見学（1日目）、板門店の施設見学（2日目）、ソウル市内の宋廟、大統領府館内及び及び青瓦台等の観光名所の見学（3日目）に費やされたといえる。」。それらの見学は、「いずれも、現地の案内人の説明を受けて見学したり、立ち寄ったりしたにすぎない。」とし、「一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がされた事情はおよそ窺うことができない」と判示。また、「他に、これらの見学が、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したという政務調査費の制度趣旨に合致する内容のものであったことを窺わせる事情は見出し難い。」とした。さらに、「仮に外国の観光地を訪問することが県会議員としての見識を高めることになるとしても、それは本来自らの費用による旅行として行うべきことであって、上記のような政務調査費の制度趣旨に合致するものではなく、公費である政務調査費を用いて行うべきことでないことは明らかである。」とし、「本件韓国視察は、実質的には視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言うべきものであったといわざるを得ず、これに要した費用は、議員の議会活動の基礎となる調査研究等に要する経費であるとか、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものであるとは認めることはできない。」と判示して、支出全額を違法とした。

このように、上記判例は、韓国旅行について、上記判断基準に基づき、視察の客観的な実体を認定し、その解明を行うとともに、客観的に調査研究の実質（議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するもの）の存否の解明を行い、実質的には視察に名を借りた観光中心の私的旅行と断じている。

従って、本件モンゴル調査についても、海外視察の客観的な実体から、客観的に公金を充てることのできる調査研究の実質（議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するもの）が備わっているか否かを判断すべきである。

（2）モンゴル調査の違法・不当

森議員のモンゴル調査に関する内容について、公文書開示請求により公開された収支報告書及びその添付資料から次のことが分かる。

ア 調査研究費として支出していること。

イ 当初の支出計上額が64万6000円であったこと。

ウ 前記の裏付け証拠として、発行・受領者が株式会社和通（住所「和歌山市黒田279番地の4」）とする金25万8000円と38万8000円の2通の領収書の写しが添付されていたこと。

エ 前記2通の領収書は、宛先がともに「森れいこ」議員宛であり、日付がともに「H25年8月31日」であり、但し書きには、どちらにも「調査研究費として」とする記載がなされていること。

オ 平成27年2月13日に、「二重計上」すなわち、他団体経費と重複計上していたことを理由に25万8000円を減額して、調査研究費の支出計上額を38万8000円及び、支出合計額を356万2575円に減額修正していること。

カ 前記減額した25万8000円については、県に返還されていないこと。

キ 「モンゴル調査。スポーツ教育、建築、観光の3分野を中心に勉強視察を行いました。」とするメモ書きがあること。

森議員のホームページ（HP）から次のことが分かった（但し、マスコミ紙

上で二重計上が問題になった頃には掲載されていたが、現在は何故か削除されている。）

ア 「森れい子の活動レポートや後援会からのお知らせ」と題するところに、次のような記述があったこと。

【議員視察】モンゴル国

モンゴルの雄大な自然と開放的な生活様式に触れ、ありのままの飾らない良さを観光にいかしているところが参考になりました。

このことを和歌山の観光振興に活かしていきます。」

イ 別紙の6枚の写真がアップされていたこと。

2015年3月13日付朝日新聞で次のとおり報道された。

和歌山の森礼子議員の場合は、2013年夏のモンゴル視察費64万6千円について、政務活動費で全額支出したとして、収支報告書に2枚の領収書類の写しを添付していた。このうち1枚の領収書類は、自身が代表の「星礼会」にも添付されており、額面25万8千円が二重計上だった。森議員によると、視察中に同行した国會議員らとの懇親会などもあり、視察費のうち25万8千円は星礼会分として領収書類を分けて発行してもらった。森議員は「事務員が誤って、政務活動費の方に領収書を2枚とも添付してしまった」と話し、政務活動費の支出からこの分を取り消した。

2015年3月14日付毎日新聞に次のとおり報道された。

県議42人に総額約1億3619万円が支出された2013年度の県議会の政務活動費について、森礼子議員（46）＝自民、3期＝がモンゴルへの視察旅行費用の一部を自身の資金管理団体と二重計上して請求し、約26万円を多く受け取っていたことが分かった。収支報告書は先月13日付で訂正している。森氏は事務所を通じて「自分の勘違いだった」とコメントを出した。

上記のとおり公文書開示請求による開示情報では、公金を使途する以上、本来、県民に説明されるか公にされるべきであるといえるモンゴル調査の明確な目的と必要性、モンゴルでの調査研究先、日程、経費の算定基礎などが分かりかねたので、請求人らが所属する「市民オンブズマンわかやま」として同議員に対し、公開質問を行った。同公開質問は、回答期限を7月5日としていたが、現在に至るも何の連絡もなく回答もない。公金を使途した以上、説明すること

が当然であると思料できる質問に回答がないことは、質問に対する回答を持ち合わせていないからだと推測されてもやむを得ないと言うべきである。それ故、上記の内容から、モンゴル調査が政務活動費（公金）を充てるにふさわしい海外視察であったか否かを判断せざるを得ない。

そうすると、「スポーツ教育、建築、観光の3分野を中心に勉強視察を行いました。」とする記述を視察目的としていたと見るほかないが、「スポーツ教育、建築、観光の3分野」というだけでは、分野を並べているだけで、具体性を欠き、その目的が明確とは言い難い上に、モンゴルを視察することの必要性に関する事を何ら窺うことができず、その必要性は見いだせない。また、二階俊博衆議院議員らとの懇親会が行われたことは写真で窺い知ることができるものの、視察の具体的な行先、日程、経路等の具体的なことは何ら窺うことができず、日程等が合理的であったと解することはできない。かつ、調査研究の具体的なことについても何ら窺うことができず、調査研究を伴った視察旅行であったと解することはできない。さらに、経費の内訳も何ら窺うことができず、合理的かつ妥当な経費であったと解することもできない。

森議員のＨＰにアップされていた写真は、Ｖサインをした森議員自身のみ写るものや、飲食を伴うパーティ会場と思われるところでの二階俊博衆議院議員とのツーショットなど、概ね観光旅行の記念に撮影した写真と同程度のものと推察できるものでしかなく、調査研究に関する内容は見出し難い。また、同ＨＰに記述されていた「モンゴルの雄大な自然と開放的な生活様式に触れ、ありのままの飾らない良さを観光にいかしているところが参考になりました。このことを和歌山の観光振興に活かしていきます。」という記述程度では、一般に観光旅行してきたことと同程度の感想を述べているに過ぎず、特段、調査研究してきたことと思料できるものは見出し難い。それに、観光以外のスポーツ教育、建築の分野については何ら触れられておらず、この2分野は、視察は行っていないか、もしくは報告できる内容が伴わない観光であったと推察するしかない。

それ故、本件モンゴル調査は、調査研究の実質を伴った海外視察とは到底見なし難く、観光を目的とした物見遊山の私的旅行であったと見なさざるを得ない。

仮に、モンゴル国を訪問したことをもって、県会議員としての見識を高めることになったなどと言われるとするならば、それは、本来、自らの費用による旅行として行うべきであり、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされたという事情を窺うことができなければ、公費である政務活動費から支出することは違法・不当というべきである。

従って、本件モンゴル調査には、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務活動費の制度趣旨に合致した調査研究の実質が見出すことができず、本件モンゴル調査の経費に政務活動費を支出することはすべて違法・不当である。

4 森議員の不当利得と県の損害

上述したとおり森議員は、2013年度のモンゴル調査費38万8000円について、政務活動費から違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

5 仁坂吉伸知事の怠る事実

仁坂吉伸知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

6 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

添 付 資 料

資料1 収支報告書とモンゴル調査に関する添付資料

資料2 修正収支報告書とモンゴル調査に関する添付資料

資料3 公開質問状（市民オンブズわかやま作成）

資料4 森議員のモンゴル調査に関するHP掲載部分

資料5 朝日新聞スクラップ

資料6 毎日新聞スクラップ

資料7 「星礼会」の収支報告書抜粋とモンゴル調査に関する添付資料

資料8 政務活動費の手引き・抜粋

資料9 東京高裁平成25年9月19日判決

その他事実証明資料は追って提出する。

請求人 別紙請求人目録のとおり

2015年 9月 2日

和歌山県監査委員 様



[このページの先頭へ](#)

請 求 人 目 錄

住 所 和歌山県田辺市天神崎 2 番 17 号

請求人 畠 中 正 好

住 所 和歌山市元寺町 3 - 27

請求人 中 北 幸 次